**政令第百七十七号**

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律第五条第三項の特定地域を定める政令

内閣は、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成三十年法律第三十七号）第五条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律第五条第三項の政令で定める地域は、東京都の特別区の存する区域とする。

**附　則**

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

---

地域再生法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年六月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**政令第百七十八号**

地域再生法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、地域再生法の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十八号）の施行に伴い、並びに地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項第五号ロ、第十七条の七第四項、第十七条の八第八項、第十七条の十、第十七条の十四第一項及び第十七条の十六第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（地域再生法施行令の一部改正）

**第一条**　地域再生法施行令（平成十七年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号ロ中「次条」を「次条第一項」に改める。

第五条の見出し中「の地域」を「の地域等」に改め、同条中「第五条第四項第五号」を「第五条第四項第五号イ」に、「平成二十七年八月一日」を「平成三十年四月一日」に改め、同条に次の一項を加える。

2　法第五条第四項第五号ロの政令で定める地域は、平成三十年四月一日における前項第一号に掲げる区域とする。

第六条中「第五条第四項第六号」を「第五条第四項第八号」に、「第十四条第一号」を「第十九条第一号」に改める。

第七条中「第五条第四項第九号」を「第五条第四項第十一号」に改める。

第十五条を第二十条とする。

第十四条中「第十七条の八第二項第三号」を「第十七条の十八第二項第三号」に改め、同条を第十九条とする。

第十三条中「第十七条の八第二項第一号」を「第十七条の十八第二項第一号」に改め、同条第一号中「第十七条の八第一項第一号」を「第十七条の十八第一項第一号」に改め、同号イ中「第十七条の七第一項」を「第十七条の十七第一項」に、「第十七条の七第三項第二号」を「第十七条の十七第三項第二号」に改め、同条第二号中「第十七条の八第一項第二号」を「第十七条の十八第一項第二号」に改め、同条を第十八条とする。

第十二条中「第十七条の八第一項第二号」を「第十七条の十八第一項第二号」に改め、同条第一号中「（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。次条において同じ。）」を削り、「同条第二号」を「次条第二号」に改め、同条第三号中「第五条第四項第六号」を「第五条第四項第八号」に改め、同条を第十七条とする。

第十一条の次に次の五条を加える。

（来訪者等の利便の増進に寄与する施設又は物件）

**第十二条**　法第十七条の七第四項の政令で定める施設又は物件は、次に掲げるものとする。

一　自転車駐車場で自転車を賃貸する事業の用に供するもの

二　観光案内所

三　路線バス（主として一の市町村の区域内において運行するものに限る。）の停留所のベンチ又は上家

四　都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第七条第一項第六号に掲げる仮設工作物

（負担金及び延滞金の収納の委託）

**第十三条**　認定市町村（法第十七条の七第一項に規定する認定市町村をいう。以下この条において同じ。）は、法第十七条の八第一項の負担金（以下この条において単に「負担金」という。）及び同条第四項の延滞金（以下この条において単に「延滞金」という。）の収納の事務を私人に委託したときは、その旨を告示し、かつ、受益事業者（法第十七条の七第三項に規定する受益事業者をいう。）の見やすい方法により公表しなければならない。

2　法第十七条の八第八項の規定により負担金及び延滞金の収納の事務の委託を受けた者は、認定市町村の規則の定めるところにより、その収納した負担金及び延滞金を、その内容を示す計算書を添えて、当該認定市町村又は地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十八条に規定する当該認定市町村の指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関に払い込まなければならない。

3　法第十七条の八第八項の規定により負担金及び延滞金の収納の事務を私人に委託した場合において、必要があると認めるときは、認定市町村は、当該委託に係る負担金及び延滞金の収納の事務について検査することができる。

（来訪者等の利便の増進に寄与する施設又は物件に関する技術的基準）

**第十四条**　法第十七条の十の政令で定める技術的基準は、次のとおりとする。

一　法第十七条の七第四項の施設又は物件（以下この条において「来訪者等利便増進施設」という。）の外観及び配置は、できる限り都市公園の風致及び美観その他都市公園としての機能を害しないものとすること。

二　地上に設ける来訪者等利便増進施設の構造は、倒壊、落下その他の事由による危険を防止する措置を講ずることその他の公園施設（都市公園法第二条第二項に規定する公園施設をいう。以下この条において同じ。）の保全又は公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないものとすること。

三　地下に設ける来訪者等利便増進施設の構造は、堅固で耐久力を有するとともに、公園施設の保全、他の占用物件（都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第十三条第一号に規定する占用物件をいう。）の構造又は公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないものとすること。

四　来訪者等利便増進施設のうち、第十二条第一号に掲げる自転車駐車場にあってはその敷地面積が三十平方メートル以内、同条第二号に掲げる観光案内所にあってはその建築面積が五十平方メートル以内、同条第三号に掲げる停留所の上家にあってはその建築面積が二十平方メートル以内であること。